

2017年度 第13回総会 議案書

日時 2017年4月1日(土) 14:00～16:30
会場 河北コミュニティセンター 多目的ホール(2階)

I. 2016年度の活動報告

(1) 【第12回総会】

■ 2016年4月2日(土) 14:00～16:40

河北コミュニティセンター 多目的ホール、参加者58名

● 講演 石崎 学氏(龍谷大学法科大学院教授)

演題 「戦争法は廃止、憲法9条が輝く日本を取り戻そう ～今、私たちにできること～」

◎ 9条を考える場合には、憲法前文にある「平和のうちに生存する権利」と結び合わせて考えなければならない。平和的生存権を侵害するような国の政策は憲法違反になる。安倍内閣の憲法無視は酷い。安保関連法を制定し、改憲を「私の在任中に成し遂げたい」と表明している。憲法学の多数説は、9条1項で放棄したのは侵略戦争だけだと解釈する。2項では、侵略戦争を二度としないために日本が戦力を保持しないことにした。今日の国際社会では、武力行使は原則的に禁止されている。現在の戦争の実態を念頭におけば、憲法9条の目指す方向を安全保障政策としていくことが一番現実的な政策だと考えられる。安保関連法で2つの点が変わった。存立危機事態における集団的自衛権行使が容認された。他国の武力行使と自衛隊の活動が限りなく一体になる方向で様々な法律が改正された。地域の区別を取り払い、武力行使を可能にしている。「戦争法」といわれる所以である。

今、クローズアップされているのが緊急事態条項の創設だ。緊急事態条項が必要になるのは戦争と内乱だ。緊急事態条項新設の提案は、日本国憲法の基本原理に対する重大な挑戦だ。これによって安保関連法など緊急事態法制が本当に動き出し、それに国民が動員される仕組みを作っていくことになる。

今、私たちにできることは、行動することだ。「憲法9条にノーベル平和賞を」という活動。2000万署名への協力。地域での地道な活動。選挙で安保関連法の廃止をめざす政党や議員を応援すること、投票すること。参院で改憲勢力が3分の2を取ると、なにがしか憲法改正についての動きが大き



くなる可能性がある。今までとは明らかにステージが違うところに今いると思う。

●総会議事（以下のようなことを確認しました）

①戦争法の廃止をめざす活動

- a. 「2000万人署名」については、会員への署名活動への参加の呼びかけ、地域住民への呼びかけや戸別訪問等の取り組みを行う。
- b. 参議院選挙で、「安保法制の廃止を求める和歌山の会（現・市民連合わかやま）」の野党統一候補擁立への取り組みに協力し、擁立に至った場合はその当選をめざして活動する。
- c. 街頭宣伝活動、デモなどを行い、広く市民に訴える。

②講演会・学習会・意見交流会の会など、主体的に考え、話し合う機会を増やす。

③会員の拡大

④定期的な運営委員会およびフェスタ実行委員会の開催

⑤事務局活動の実施・充実

- ・運営委員会、フェスタ実行委員会の効果的な運営とニュースの発行
- ・会員のメールアドレスを確認し、メーリングリストによる情報交換の検討

⑥財政の充実

⑦9条を守る他団体との連携

(2) 【第13回憲法フェスタ】

■2016年11月3日（木・祝）

河北コミュニティセンター

参加者約140名

※例年になく参加者が多く、盛況なフェスタとなりました。

■午前は、「展示の部屋」「映像の部屋」「リサイクル広場」の3つの催しが行われました。（10：00～13：45）

■午後は「メイン会場」で、次の2つが行われました。（14：00～16：30）

●親子バンド「Crowfield」

烏野政樹さん、えなさん、れなんくんの親子バンドです。「イマジジン」「やさしくなりたい」「この島～憲法9条のうた～」「レット・イット・ビー」などが歌われ、三線のあゆみさんも加わって「島んちゆぬ宝」で、参加者一同大いに楽しみました。

●憲法漫談「これがアベさんの本音だ」 演者：コバヤン こと 小林康二氏



◎小林さんは、今、なぜ憲法改正が必要なのか、その本音が聞きたくてアベさんを訪ねます。アベさんは「目的の1つは国民を戦争に動員できる法律が必要。2つは今後は国民の義務を増やして国家統制を強める。3つは昔のような美しい天皇制国家の再現」と答えます。なぜ自衛隊を国防軍に変えるのかは「専守防衛ではなく『攻撃は最大の防御』ができる軍隊にする」。集団的自衛権行使を合憲に覆したのは「日本の平和は日米安保条約によって守られてきた。従って、アメリカの敵は日本の敵。常識でしょう」。「日本の兵力不足には『徴兵制』を実施し、65歳以上を行かせる。反対する者は『若者を殺す気か』と脅せばイチコロ」と話しました。最後に「このアベさんは、安倍晋三さんではなく、アベカンゾウさんです。心臓と肝臓は近いけれど別々のもの。しかし、この二人が考えていることは全く一緒。シンゾウもカンゾウも一心同体、油断大敵ですよ」というオチがつきました。



(3) 【会員の拡大とニュースの発行】

- 会員のこの1年間の増員は10名で、減員は21名（内訳＝死亡6名、転出・退会15名）です。差し引き△11名で、3月13日現在の会員数は589名です。意識的な会員拡大が必要です。
- ニュース18号を発行しました（5月16日）。定期的な発行と配付体制強化が必要です。

(4) 【2000万人署名】

原代表を先頭に、1718筆を集めました。

(5) 【路地裏宣伝】

有功・直川地区で路地裏宣伝が毎月行われました。

(6) 【参院選・野党統一候補の勝利をめざす取り組み】

4月16日、「市民連合わかやま」の統一候補として由良登信氏が立候補することが決定されました。6月22日公示、7月10日投票で戦われました。楠見オーストリート前、パームシティ前、川永イズミヤ前、直川エバグリーン前、梅原交差点、西庄交差点などで、選挙に行こうと呼びかける「ひまわり大宣伝」が行われました。

(7) 【その他の活動報告】

- 和歌山市内で行われた以下の行事・行動などに会員がそれぞれ参加しました。

- ランチタイムデモ（4/11 第22回～3/14 第33回）
- 青法協・憲法を考える夕べ／青井未帆氏講演（4/30）
- ハッピーバースデー憲法 in 和歌山2016（5/3）
- 小林節氏講演会（5/14）
- 和歌山市平和行進（5/28）
- 選挙に行こうサウンドウォーク・デモ（6/11）
- 市民集会「緊急事態条項と日本国憲法」／伊藤真氏講演（6/19 和歌山弁護士会）
- 2016 平和のための戦争展わかやま／半田滋氏講演「『戦争法』で変貌する自衛隊！」（7/30）
- 市9条センター緊急学習会／由良登信氏講演「自民党改憲草案を斬る」（7/31）
- 戦争法ただちに廃止！和歌山アピール行動（9/19）
- 憲法学習会／俵義文氏講演「日本会議のすべて～ 安倍政権を支える草の根『改憲』のうごき～」（9/29）
- 憲法講演会／長谷部恭男氏講演「立憲主義と民主主義を回復するために」（9/30 和歌山弁護士会）
- 金原徹雄氏講演「自民党の憲法改正草案批判『緊急事態法案』を中心に」（10/6 県民の会）
- 秋の憲法学習会／久保田弘氏講演（10/15 市9条センター）
- 木村草太氏講演会「テレビが伝えない憲法のはなし」（10/29）
- 和歌山市いっせい宣伝・署名行動（11/19）
- 9条の会共同企画相談会（12/4） 等々

(8) 【2016年度会計報告】(別紙)

II. 2017年度の活動方針

1. 【私たちを取り巻く情勢】

(1) 安保法制（戦争法）が施行された

歴代の内閣法制局長官や元最高裁長官、元防衛省高官を含む広汎な国民各層の反対にもかかわらず、安倍晋三内閣が提出したいわゆる安保法案は、2015年9月19日、自民・公明両党などの賛成多数で国会を通過し、同法案は翌2016年3月29日に施行された。

これにより、我が国は、内閣が「存立危機事態」と判断すれば、我が国が武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自衛隊に防衛出動を命じて海外派兵できる法体系を持つ国となった（集団的自衛権）。

また、周辺事態や非戦闘地域というしぼりがなくなり、世界中どこでも、アメリカ軍や多国籍軍のための後方支援、協力支援という名の兵站活動に自衛隊が

従事できることとなった。

(2) 新任務を付与されて自衛隊は南スーダンに派遣された

新安保法制に基づく自衛隊への最初の発令は、PKO協力法に基づいて南スーダンに派遣している陸上自衛隊に対し、いわゆる「駆け付け警護」「宿営地の共同防護」という新任務を付与するという形で実施されることになり、2016年12月、第10次隊と交替した第11次隊から新任務を帯びての活動となった。

南スーダン現地は、「紛争当事者の間で停戦合意が成立していること」というPKO派遣のための大前提自体が大きく揺らぎ、たびたび戦闘が発生していると報じられている。このような中、昨年、現地派遣部隊が首都ジュバで大規模戦闘が起きていると報告した日報の存在が発覚し、政府・防衛省の根深い隠蔽体質が露呈している。

安倍内閣は南スーダンPKOに派遣している自衛隊を5月末に撤収させることを表明したが、派遣部隊が戦闘行為に及ぶような事態に陥らぬうちに、即刻の撤退を実現することが求められる。

(3) 参院選における市民と野党の共闘

2012年12月の第46回総選挙以来、衆議院では自民・公明の与党が総議席の3分の2以上の多数を保持し続けており、2016年7月に行われる参議院議員通常選挙の結果、改憲勢力が参院でも、改憲発議に必要な3分の2以上の議席を確保するかどうか注目された。

2015年9月の安保法制成立直後、日本共産党が提唱した国民連合政府構想に対し、野党第一党である民主党（その後民進党）の反応は芳しくなく、このままでは参院選での野党の惨敗が避けられないという危機感を抱いた有力な市民組織有志が、2015年12月に「市民連合（安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合）」を結成し、立憲野党に共闘を呼びかけることとなった。

そして、この動きは瞬く間に全国に広がり、特に全国32の1人区の全てにおいて、「野党統一候補」の擁立が実現したことは特筆すべきことであった。

和歌山においても、市民有志が「安保法制の廃止を求める和歌山の会」（後に「市民連合わかやま」と改称）を結成し、県内野党に参院選和歌山県選挙区への統一候補の擁立を要請した。紆余曲折の末、「市民連合わかやま」が推薦した由良登信弁護士を、日本共産党、社民党、生活の党と山本太郎となかまたちが推薦し（政党以外では「市民連合」「関西市民連合」などからも推薦を得た）、民主党（民進党）は、推薦こそしなかったものの、独自候補の擁立は取り下げるという事実上の協力を行った。

結果は、自民党現職に届かなかったものの、幅広い市民各層が由良候補の支援に立ち上がった経験は、今後の市民が主体的に政治に関わっていく端緒を開いたものと評価すべきである。

参院選の結果、東日本を中心に、11の1人区で野党統一候補が勝利するという成果はあげたものの、非改選議席と合わせると、自民・公明の与党に改憲に前

向きな大阪維新の会などの一部野党を加えた改憲勢力が3分の2を上回る議席を確保し、日本国憲法施行後初めて、改憲発議が現実的に可能な議席状況が生まれた。

改憲勢力は、この状況を最大限に活かし、早期の改憲発議を実現しようという攻勢を強めてくることが予想される。

(4) 改憲を目指す動きから目を離してはならない

日本会議、神社本庁などの改憲勢力は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」を結成し、改憲発議がなされた際の「後援会名簿」として活用することを主要な目的とした1000万人賛同署名に取り組んでいる。また、「おしゃべり憲法カフェ」と称する草の根改憲ミーティングを各地で積極的に開催するなど（和歌山でも実施されている）、改憲勢力の一般市民への働きかけはあなどれない。

また、ひとたび改憲発議がなされた場合、国民投票運動に対する法的規制は、公選法に比べればなきに等しく、投票日前2週間のスポットCM禁止規定を除けば、金さえあれば広告もやりたい放題に行える（昨年7月10日参院選投票日当日の自民党などによる意見広告を想起せよ）。

安倍首相は3月、自らが会長を務める「創生日本」という団体の会合で、「憲法改正に向かって総力を挙げて頑張ろう」「必ず憲法改正をしたい」と述べ、自民党大会でも、「自民党は憲法改正の発議に向けて具体的な議論をリードしていく。それが自民党の歴史的使命だ」と強調している。改憲の危機はますます大きくなっている。

このような改憲勢力の動向に常に注意を払い、彼らが当面の改憲重点目標として掲げている緊急事態条項、家族保護規定などへの対抗策を用意することが肝要である。

(5) 共同のたたかいをより一層推し進める動き

安保法案（戦争法）反対の取組の中から生まれた「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」による共同の取組は、中央だけではなく、全国各地に広がり、和歌山においても、2017年の共謀罪反対闘争に至るまで、「総がかり」の枠組みが機能し続けている。

2016年夏の参院選における市民と野党の共闘も、「総がかり行動実行委員会」方式による共同の闘いが下地となったことを見逃すべきではない。

そして、改憲勢力から国会の議席を奪い返すため、さらにこの共同の闘いを進めるべく、全国でも和歌山でも、様々な模索がなされている。

また、そのような市民の運動と連動する形で、2017年3月はじめの時点で、全国15の地方裁判所に19件の安保法制違憲訴訟が提起されており、また、これとは別に、自衛隊員の家族が原告となった南スーダンPKO派遣差し止め訴訟などが提訴されている。

戦争する国づくりの総仕上げと言われる現代版治安維持法・共謀罪法案に反対するたたかいも全国で大きく広がり、和歌山でも市民と野党の共闘でたたかいが

進められている。

これらは、安倍政権の暴政によって大きく傷ついた憲法の力を回復しようという同じ目標に向かった、政治の場での、司法の場での、また社会の隅々での活動ということができる。

2. 【2017年度の取り組み課題】

(1) 今年度の重点活動

- ①憲法改正に反対し、戦争法廃止・立憲主義回復をさせる活動を継続的に行う。
 - a. 今通常国会において、9条をはじめとする憲法改正の動きが顕著になったら、改正の発議を許さない取り組みを強化する。
 - b. 共謀罪は、憲法19条「思想及び良心の自由」、21条「集会・結社・表現の自由、通信の秘密」、28条「勤労者の団結権」などの人権を侵す法律であり、その成立を許さない取り組みを行う。
 - c. 来るべき衆議院選挙で、市民と立憲野党との共闘で、憲法改悪阻止と戦争法廃止、民主主義・立憲主義の回復を実現できる野党統一候補擁立への取り組みに積極的に協力する。
 - d. 街頭宣伝活動、デモなどを行い、広く市民に訴える。
- ②さまざまな形での講演会・学習会・意見交流の場を作る。
- ③会員の拡大に向けて働きかけを強化する。
- ④定期的に運営委員会やフェスタ実行委員会を開催する。
- ⑤事務局活動の充実を図る。
 - ・運営委員会、フェスタ実行委員会の効果的な開催に努める。
 - ・ニュースの発行（タイムリーな発行と配付体制の構築）
 - ・会員のメールアドレスを収集し、メーリングリストなどを利用し、情報交換や意見交換の場の設定を検討する。
- ⑥財政の充実を図る。
- ⑦9条を守る他団体との連携を強化する。

(2) 【2017年度の予算案】（別紙）

【運営委員候補】

原通範（代表）、網本和代、金原徹雄、阪口康悟、萩田信吾、馬場潔子
牧野ひとみ、正木善夫、松田長敬、南本勲、山崎和友

【参考】

現状の憲法フェスタ実行委員

宇田ともえ、小野原典子、菅道子、雑賀敏樹、白井春樹、田中和子、西本真弓、深谷登

※憲法フェスタ実行委員は、参加表明があればいつでも加わることができます。